

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 町長は、清水町に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により清水町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であって、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童のうち、次の各号のいずれにも該当しない者（以下「対象者」という。）に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費について助成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者 ア・イ (略) ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けている者（同法第67条第1項第2号及び第3号に掲げる者並びに<u>その他規則</u>で定める者を除く。）又は同法の規定による医療を受けていない者</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 町長は、清水町に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により清水町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であって、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童のうち、次の各号のいずれにも該当しない者（以下「対象者」という。）に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費について助成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者 ア・イ (略) ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けている者（同法第67条第1項第2号に掲げる者<u>その他規則</u>で定める者を除く。）又は同法の規定による医療を受けていない者</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日より施行する。